

## 電力の民営化と小売自由化の実施から 20 年が経過した英国の電気事業制度の現状と課題は？

丸山 真弘

1990 年に電気事業の民営化と発送電分離、小売自由化を実施した英国は、当初のプール（発電事業者は発電した電力を全量プールに投入し、小売事業者は必要とする電力をこのプールから調達する）による電力取引制度を、相対取引を中心とする制度に改めるといった修正を行いつつ、一貫して市場メカニズムによる事業制度を採用してきた。

一方、2008 年制定の気候変動対策法により、2050 年の温室効果ガス排出量を 1990 年の 80%減とするという目標を英国は定めたが、その達成には、原子力や再生可能エネルギー等の低炭素電源の活用による電力部門の脱炭素化と、運輸・家庭部門の一層の電化が必要とされる。同法に基づき組織された気候変動対策委員会の検討結果では、目標達成には、総発電電力量に占める低炭素電源由来の電力量の比率を、現在の 26%から、2030 年までに 97%とすることが必要とされる。しかし、2009 年時点での英国の再生可能エネルギー由来の電力量の総発電電力量に対する比率は 6.7%にとどまっている。

英国は、再生可能エネルギーの導入促進策として、一部の小規模再生可能エネルギー電源については、一定価格での電力買取を供給事業者に義務付ける固定価格買取(FIT)制度が導入されているが、原則として、一定量の電力を再生可能エネルギー由来のものとすることを供給事業者に義務付ける Renewables Obligation (RO) 制度を採用している。これについては、卸市場価格が安定しない中、固定費の高い再生可能エネルギーに対する投資インセンティブとしては、RO 制度のような量に対する義務付けでは不十分であり、FIT 制度のような収入を事業者に保証する制度の方が導入促進に繋がるとの指摘がある。

さらに、出力に間欠性がある風力発電が大量導入された場合、供給信頼度維持のためには調整用電源を確保する必要がある。また、既存の電源のおよそ 1/5 は、高経年化のために今後 10 年以内に廃止されるという予測もある。しかし、調整用電源は利用率が低く、卸電力市場の価格次第では十分な投資回収が期待できないとして、建設に慎重な動きが出ることも考えられる。

また、発電・流通設備に対する投資や、再生可能エネルギーの導入促進に伴う費用増は、電気料金の上昇圧力となるが、電化による家庭部門の電気利用の促進が求められる中、電気料金の高騰は出来る限り避けるべきとの要請もある。

このような状況を踏まえ、現在の事業制度の手直しが必要であるという検討結果が、2010 年春に政策当局であるエネルギー・気候変動対策省 (DECC) と、規制当局であるガス・電力市場監督局 (Ofgem) から示された。さらに DECC は、検討結果の具体化としての制度提案を 2010 年 12 月に行い、2011 年 7 月と 12 月には制度のより詳細な枠組を提示した。

新制度では、再生可能エネルギーの導入促進策として、RO 制度に代えて FIT 制度を導入することや、利用率の低い調整用電源の建設促進のために、電力量 (kWh) だけではなく、設備 (kW) に対する支払いを行う制度を設けることなどが予定されている。新制度導入の背景

にある、目標達成には一定の規制導入が不可避という考え方は、従来の市場メカニズムに基づく制度の大きな修正といえる。一方、市場メカニズムを維持しようという動きも見られる。具体的には、①FIT 制度については、卸電力市場で取引をした上で、予め設定された価格との差分を事業者との間で後日精算するという差分契約型を採用する、②設備に対する支払いについては、必要となる設備を入札により調達する「容量市場」制度を設ける、といった点である。

制度見直しに係る法改正は、2012 年春に議会で提出され、2013 年の成立を目指している。DECC は、2014 年から新しい制度を実施することを予定している。詳細制度の策定の参考とするため、DECC は利害関係者との意見交換の場を設定している。

再生可能エネルギーの導入促進や発電・流通設備に対する設備投資を行う一方で、電気料金の上昇抑制が求められるという英国の状況は、日本の現状と類似している。我が国においても、市場メカニズムと規制との関係を慎重に検討し、両者のバランスがとれた形で制度設計を行おうとする、英国のやり方は参考になると思われる。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 領域リーダー 上席研究員

丸山 真弘 / まるやま まさひろ

1990 年（財）電力中央研究所 入所

2001 年より 1 年間 全米規制研究所に客員研究員として派遣

2009 年 7 月より 社会経済研究所 エネルギー事業政策領域 領域リーダー

2011 年 7 月より 社会経済研究所 電気事業経営領域 領域リーダー

研究分野 電気事業法制度論 コーポレート・ガバナンス論